

平成 29 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 8 回定例会 12月 6 日 開 会
12月13日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 12 月 12 日（火曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成29年12月12日(火曜日)

応招議員(16名)

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員(16名)

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者兼出納室長	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興事業推進課長	男澤知樹君
綜合支所長	阿部修治君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
總務課長補佐	大森隆市君
總務課主幹兼 財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育總務課長	菅原義明君
生涯學習課長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 孝志
総務係 長 兼 議事調査係 長	小野 寛和

議事日程 第5号

平成29年12月12日(火曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第120号 普通財産の貸付けについて
 - 第 3 議案第121号 普通財産の貸付けについて
 - 第 4 議案第122号 普通財産の貸付けについて
 - 第 5 議案第123号 町有林樹木の売払いについて
 - 第 6 議案第124号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
 - 第 7 議案第125号 町道路線の認定について
 - 第 8 議案第126号 町道路線の変更について
 - 第 9 議案第127号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 第10 議案第128号 平成29年度南三陸町一般会計補正予算(第4号)
 - 第11 議案第129号 平成29年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 第12 議案第130号 平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 - 第13 議案第131号 平成29年度南三陸町水道事業会計補正予算(第3号)
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、4番千葉伸孝君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において13番山内孝樹君、14番後藤清喜君を指名いたします。よろしくお願いたします。

ここで、昨日、議案第117号におきまして、7番及川幸子議員に対する答弁漏れがありましたので、生涯学習課長より発言を許可いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） おはようございます。

昨日、議案第117号で、生涯学習センターの工事請負契約の議案の中で、7番及川議員からのご質問で、公民館の宿直、日直代行員の経費の答弁がまだできておりませんのでお答えしたいと思います。

入谷公民館を参考に、例に申し上げますと、一月大体31万3,000円の経費となっております。これが大体12カ月の経費になっておりますので、これが面積が変わってくることによって金額が上がってきたりというようなことにもなろうかと予想されます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番です。

今、歌津と戸倉と入谷があるわけですけれども、ただいまのご答弁ですと、入谷を基準に月31万3,000円掛ける12カ月ということは、「370万」の声あり）370万ですね、年にしますと370万の委託料が年間支払われているということで、それに今度は生涯学習課、新しい、中央にできますと3カ所にプラス4カ所になると思います。その辺は3つの公民館と同じシステムというか委託にする予定かどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 施設管理については、その他いろいろ清掃とかもあつたりもしますし、それについてはまだ確定は見ておりませんので、一応方向性としては今のところ各施設と同じような形で考えていきたいと思っております。

日程第2 議案第120号 普通財産の貸付けについて

日程第3 議案第121号 普通財産の貸付けについて

日程第4 議案第122号 普通財産の貸付けについて

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第120号普通財産の貸付けについてから日程第4、議案第122号普通財産の貸付けについてまで。

お諮りいたします。

以上、本3案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員をして本3案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第120号から議案第122号までの3議案、普通財産の貸付けについてをご説明申し上げます。

本3案は、一般国道45号にかかる水尻橋かけかえ工事、汐見町地区工事及び歌津伊里前地区工事に伴う町有地の使用貸借について国から協議がなされ、当該工事の期間中、当該町有地を無償で貸し付けたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） おはようございます。

それでは、議案第120号から議案第122号の細部説明をさせていただきます。

いずれの議案も、普通財産である土地につきまして国を貸付相手として無償で貸し付けを行うというものであります。

議案第120号について、議案書19ページをお開き願います。

志津川字大久保2番2外7筆、貸付合計面積は2,487.79平米であります。

具体的な位置につきましては、先週金曜日、8日に配付させていただきました議案追加参考資料と議案参考資料44ページを参照願います。

黄色い網掛けの部分が貸し付けする箇所となります。

位置としましては、水尻橋河口の右岸側、志津川字大久保のBRTの専用道出入口口付近から仮橋の水尻橋との間の国道45号線の改良工事に影響する土地であります。図面の右が水尻橋の左側がBRT専用道付近、図面下が海側というふうになります。

貸付期間は、平成30年1月1日から平成33年3月31日までであります。

続いて、議案第121号の細部説明をさせていただきます。

議案書21、22ページをお開き願います。

志津川字汐見町8番外28筆、貸付合計面積は3,717.94平米であります。

具体的な位置につきましては、追加参考資料と議案参考資料45ページを参照願います。

黄色い網掛けの部分が同じく貸し付けする箇所となります。

位置としましては、国道45号線水尻橋付近から八幡橋付近までの間の45号線の改良工事に影響する土地であります。図面の左下が水尻橋側で、右上が八幡橋側になります。

貸付期間は、同様に平成30年1月1日から平成33年3月31日までであります。

続いて、議案第122号の細部説明をさせていただきます。

議案書24、25ページをお開き願います。

歌津字町向137番8外34筆。貸付合計面積は6,556.99平米であります。

具体的な位置につきましては、追加参考資料と議案参考資料46、47ページを参照願います。

図面の黄色い網掛け部分が貸し付けする箇所となります。

歌津伊里前地区の旧三浦石油付近から三嶋神社の裏山付近までの45号線の改良工事に影響する土地であります。

貸付期間は、同様に平成30年1月1日から平成33年3月31日までであります。

以上、細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行

います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番及川です。

2点ほど伺います。

まずもって1点目は、この貸付期間が33年までですけれども、それが終われば、今後工事に使って仮設の道路に使用すると思うんですけれども、それが終わったときの国から返還された場合、更地で返されるのか、その仮設の道路を使っていいよというふうなことで返されるのか、その辺が1点です。

それからもう1点は、今現在伊里前の国道ができてきてルートはわかるんですけれども、水尻川のほうなんです。水尻川の橋の橋脚が大分出ていますけれども、その先の高さがどの辺で現在の国道と交わるのか。高さ、高低ですね、その辺、わかっている範囲でいいのでご説明願います。国道との据えつけがどの辺の高さになるのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 今回貸し付けます土地につきましては平成33年3月31日までというところになっておりますが、実際国道の完了のほうはその範囲内で終わるところでありまして、実際にはその間に河川堤であったりあるいは別な工事と一緒に進むというところがありまして、1つは、道路が完了した場合に貸し付けしている一部については国へ、きのうの議案と同様に譲与したりというところがあります。その場合には国道の中に含まれる。それから、国道に影響しない、作業によって使われる部分については、場合によっては盛り土がされた状態で戻されるというところになります。

それから、水尻橋の高さにつきましては、具体的な工事の内容については細部にわたっては聞いておりませんが、とりあえず水尻橋の橋脚の長さについては76メートルで、右岸側の高さについては10メートルというふうに聞いております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

ちょっとお待ちください。建設課長の説明もあります。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

国道45号の据えつけ位置でございますけれども、ご存じのようにJRの陸橋と交差する部分がございます。今回陸橋はそのまま残すという方針でございますので、道路の建築限界というのがございます。道路の上部に障害物があってはならない範囲というのがございまして、それを確保するためにはちょうど橋の周辺で現在の道路に据えつけざるを得ないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 現在橋の橋脚がすごく高いんですけれども、あそこを歩いて歩くと鉄道の線路のとぶつかりそうな感じがするんですけれども、あの上に行くのか下をくぐるような、そうするとかなり急に下がるようになるんですけれども、その辺、事故とか利用頻度を考えるとどの程度の勾配になるのかわかっている範囲でお願いいたします。

それから、その次は伊里前の迂回路の関係ですけれども、ただいまお伺いすると、今は貸与で出ていますけれども、今後は譲渡ということで国のほうにそのまま譲渡するみたいなんですけれども、そうした場合、これから仮設の道路ができていくとなると、そのまま残すような形になるかと思うんですけれども、それは今後防潮堤との絡みがあるので、どのようになっていくのか、わかっている範囲で今後の計画をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路の縦断勾配その他につきましては、道路構造令に基づき設計をすることになってございます。いずれ最大でも8%前後の縦断勾配を確保しながら据えつけるといふふうに聞いてございますので、確かに坂道にはなりますけれども運転には支障ない程度のものでご理解をさせていただきます。

それから、防潮堤との関係でございますが、基本的には今回借地する部分はほぼ道路の本体部分に影響するものがほとんどでございますので、今議員おっしゃるような部分は例外的な部分だといふふうにご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 倉橋でございます。おはようございます。

今回無償ということなんですけど、無償貸与ということなんですけれども、なぜ無償なんだろうかと。普通、物を貸せば金銭が発生すると思うんですけれども、有償ということでは検討はされたんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 通常の貸し付けであれば有償ということが原則となっておりますが、今回の公共事業に関しましては、町にとって重要な工事であるということと、貸し付けをする際に町で財産、交換、譲与、無償貸し付けに関する条例がございます。その中では、他の地方公共団体に対しては無償で貸し付けできるということで、同様に宮城県に対して河川堤であるとか防潮堤であるとかそういった工事に際しては無償で貸し付けを行っている

というところがありまして、それと整合性をとる形で今回無償で貸し付けをしたいというところであります。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようなのでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第120号の討論に入ります。討論願います。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号の討論に入ります。討論願います。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第122号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第123号 町有林樹木の売払いについて

日程第6 議案第124号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第123号町有林樹木の売払いについて、日程第6、議案第124号町有林樹木の直営生産事業代行委託について。

お諮りいたします。

以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第123号町有林樹木の売払いについて並びに議案第124号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてをご説明申し上げます。

本2案は、南三陸町森林経営計画に基づき、直営林の収入間伐に伴う売り払いを行うことについて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

あわせて、当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） それでは、議案第123号町有林樹木の売払いについて及び議案第124号町有林樹木の直営生産事業代行委託について細部説明をさせていただきます。

初めに、議案書26ページをごらんください。

議案第123号につきましては、町有林の適正な管理を推進するため森林経営計画に基づき収入間伐を実施し、売り払いをするものでございます。

今回の素材生産事業の場所につきましては、議案関係参考資料の48ページをごらんいただきたいと思っております。

住所は、歌津字払川150番2となっております。田東山に登ります林道小屋の沢蕨野線沿いのおおむね5合目付近に位置しております。

樹種につきましては、杉、ヒノキとなっております。47から69年生。全体面積は18.02ヘクタールでございます。このうちヒノキにつきましては1.3ヘクタールで、そのほかほとんどが杉となっております。材積の算出に当たりましては、18点のプロット調査を実施した結果、

ヒノキで74.2立米、杉が1,590.8立米、合計しますと1,665立米、石にしますと5,994石ほどと
なっております。

販売単価につきましては、森林組合におきます直近の実績等から、一般用材の4メートルも
ので石平均2,800円ほど、杉の合板材2メートルもの、石平均2,600円ほどを見込んで計上し
ております。売上金額につきましては、補助事業が入っております、森林育成事業補助
金、これが578万ほどございます。これを含めまして、売上合計が2,404万円ほどとなつてご
ざいます。事業費につきましては1,926万円ほどで、生産額につきましては、差し引きします
と478万ほどのプラスと見込んでおります。

次に、27ページになります。

議案第124号でございます。

本案につきましては、123号で説明させていただきました樹木の生産事業、販売事業を林野
条例第11条の規定に基づき南三陸森林組合に代行委託するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括し
て行います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点だけお伺いします。

ただいまの説明だと、収益、間伐、杉とヒノキということで、林齢も47年から69年というこ
とで大分太くなっている、私の胴体よりも太くなっているようなそんな感じがしますけれど、
差し引きすると470万の収益ということなんですけれども、ここはF S C、そういう認証が取
れる区域なのか、そうでないのか、それが1点と、今、石、一般が2,800円と2,600円という
ご説明でしたけれども、現在の木価の単価というのはどの程度なのか、これが標準のところ
の単価なのか、場所が弘川といういいところなので標準より高くなっているのか、その辺お
伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） F S Cの関係ですが、当該区域につきましてはF S Cの区域に
なっています。ただ、F S CはC o C認証まで含めてF S Cでございますので、使われ方によ
ってはF S C材になりますが、当該部分はその前段のF M認証という材になります。

2点目の木価の状況につきましては、震災後国内需要がやや高まって若干上がりましたが
けれども、今は逆にその反動から木材需要も少なくなってきたりまして、やや低迷している
という状況でございます。今、場所がどうのこうのという単価のお話をいたしました、共販

所に持っていきますと、場所とかそういったものではなくてそのものの1本当たり幾らという単価で取得されてしまいますので、地域性という部分は余り考慮はされないのかなというふうには思いますが、いずれ木価が低迷しているということで、今回の見積もった形状はやや10月あたりの平均価格よりは若干下げて予算計上をしたところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 震災後、木価の低迷というご説明でしたけれども、庁舎も大分F S Cの木材が使われているんですけれども、地元のこの役場庁舎にどの程度の地元の産材、F S Cの杉材が使われているのか、わかっている範囲でお答えください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） これについては、F S C材ということで211立米だそうです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今の答弁ですと、町内の産材を何%使ったのか、今、来年、これから切るわけですけれども、それが今回のこの設計に間に合わなかったのか、どうだったのか、その当時の設計にこれを使うということが。無理だったのか、時期的に。その辺お答えください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 1点目の町産材の率ですが、役場に使われたのは93%という比率のようでございます。

それと、これに間に合わなかったのかというお話ですが、そもそもこれは素材生産事業で行われたもので、以前に行われたもので使用されてございますので、今回は今回として素材生産の事業で収入間伐ということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第123号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第125号 町道路線の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第125号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第125号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業等により整備する路線を町道として認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

今回お願いいたしますのは2路線でございます。

町長の提案理由にございましたとおり、志津川市街地の土地区画整理事業により造成されるものでございます。

計画が確定し、それぞれ現在工事をしているという状況でございます。完成後、町道として管理をするためいち早く認定を行うものでございます。

場所につきましては、議案関係参考資料の50ページが新井田線でございます。志津川区画38号線につきましては51ページに記載をしておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。
9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町道認定ということなんですけれども、今回町道になる部分なんですけれども、それと関連でちょっとお伺いしたいんですけれども、団地の小学校よりの、登っていくと、出口の部分がちょっと見えない部分があるというか、そのところを伺いたいんですけれども。Cの77あたりの道路なんですけれども。団地の番地からすると。

○議長（三浦清人君） 資料の何ページですか。

○9番（今野雄紀君） 皆さんにない資料です。別の、団地の資料を見ていたものからです。

今回の町道認定とあれなんですけれども、関連で伺うんですが、ウジエの信号から真つすぐ登って行って、突き当たって右側に曲がっていくと行きどまりみたいになって迂回するような道路なんですけれども。

○議長（三浦清人君） もっとわかりやすく、はっきりと。

○9番（今野雄紀君） わかりました。じゃあ町道に関しては別にあれなんですけれども、関連で、中央団地ということで関連で伺いたいことがあるんですけれども、実は、今回移ってきた方たちが大変困っているような問題があるものですから、その点に関して伺いたいんですけれども、議長、よろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 関連ですか。

○9番（今野雄紀君） はい。中央団地ということなんですけれども。

○議長（三浦清人君） 質問の内容を聞いてみないと、関連がどこまでの範囲なのかもわかりませんが。

○9番（今野雄紀君） わかりました。

実は、中央団地で、せっかく住んで、最近大きなと申しますか問題を抱えているようなんですが、その件に関して町ではどのような対処をするのか伺いたいと思うんですけれども。

○議長（三浦清人君） はい。

○9番（今野雄紀君） では伺いたいと思います。

まず、今回の中央団地の皆さんがアパートというか寄宿舎の建設によって大分懸念というか不安を持っている部分があるようなんですが、その件に関して伺いたいと思います。

実は、この件に関しては先日の一般質問でも同僚議員がなされたみたいなんですけれども、別の角度から伺いたいと思います。

それで伺いたいのは、今回こういったトラブル、トラブルというのも変な言い方なんですけ

れども、事案に対して町長の耳に入っているのかどうかはまず第1点。

第2点目なんですけれども、今回のこの一般公募に関する募集要項について若干伺いたいと思います。

募集要項で、その他というところに「(5) 土地の転売は禁止です。ただし土地に住宅を建てて売買賃貸することは可能です。(6) 志津川東団地及び志津川中央団地、14から15ページ参照。青色の空き区画は寄宿舍、アパート等の公募用地となりますので、一般住宅建設予定の方は申し込めません」。そのようになって、ちょうど続き番号の宅地がこういった指定になっているので、この決定されたいきさつというか、そこを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 9番、ちょっと関連にははずれ過ぎているので、町道に関係することの住民の方々のご意見ということであればいいですけれども、そういった宅地関係はまた別な機会にやっていただきたいと思います。

○9番（今野雄紀君） わかりました。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第125号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第126号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第126号町道路線の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第126号町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区の保呂毛橋橋梁災害復旧工事及び竹川原橋橋梁災害復旧工事に係る仮設

う回路から本設復旧橋梁への切りかえによる町道路線の変更について、道路法第10条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

保呂毛線、斎苑線とも河川のバック堤の影響を受けるということで、昨年度よりかけかえ工事をしてございます。完成は本年度末となっているところでございます。

工事に当たりまして、現況位置にかけかえるということで上流側に仮橋を設置し工事を進めてございました。工事が長期間にわたるということで、一旦議会の皆様のご承諾をいただき、路線の変更をしているところでございます。工事も順調に進みまして、1月には供用を開始する見込みとなっております。このため、改めて現況の位置に町道路線を変更するものでございます。

議案関係参考資料の52ページをお開き願いたいと思います。

保呂毛線の図面となっております。青色が現在の町道路線の部分、それから赤色の部分が新しい路線となります。ごらんのとおり、新しい橋は下流側につくわけでございますけれども、これまで青色部分を接続してございました。1月以降は赤の部分を通行することになります。

変更によりまして若干延長がふえてございます。拡大図を見ていただくとよくわかるんですが、まだ県道のほうの工事が終わってございません。そのため、保呂毛線の縦断勾配を確保するため少し下流側に迂回をしてございます。そのため従前より延長がふえているという状況でございます。

この部分につきましては、県道工事が終わった段階でまた修正の議案を提出予定になってございます。

53ページをお開き願いたいと思います。

斎苑線、竹川原橋の図面でございます。同じように青色部分が現在通行している部分、それから赤色の部分が新しくできる橋でございます。これにつきましても1月中に供用を開始したいということでございますので、今回変更の議案を提出させていただきました。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑願います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第127号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第127号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第127号損害賠償の額の決定及び和解についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年8月1日、午前5時50分ごろに発生いたしました町道葎の浜線における事故に関し、損害賠償の額を決定及び和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

まずもって事故の概要でございます。今町長がご説明したとおり、本年8月1日、午前5時50分ころでございます。自宅より国道方面に通行しておった車両が、対向車が来たということで路肩のほうに退避をした。その際、たまたま側溝のふたの上に車両が通行したところ側溝のふたがけ部分が損傷していて、側溝のふたが外れて車両も転倒したという事件でございます。

道路法によりますと、規定には道路管理者の務めと義務というのがございます。常に通行の安全に気をつけるように維持管理をなささいという規定でございます。一方、道路交通法によりますと、路面の状況、交通、車両の状況を見極めながら安全に運転することが義務づけられています。

本件事故に関しましては、当然道路路面と側溝が段差がなくフラットな状態でございます。これまで、何らその上を通行してこういう事故は発生していなかったということを考えますと、運転者に責任はないだろうというふうに判断できると思います。

一方、町側でございますけれども、側溝の損傷、ふたについては特に損傷は認められませんでした。これは推定でございますけれども、融雪剤の散布等によりましてコンクリートが劣化をし、抜け、枠の部分が耐えられなくなったものと考えられます。基本的には、ふたを1枚1枚全路線外して点検をするということが必要なんだろうと思いますが、現実的にはそれができていなかったという部分がございます。

しかしながら、こういう事故に関しては、過失責任というのが問われます。町で過失がなかったことを証明しなければならないという部分でございまして、基本的には、この例に関していうと証明することは不可能ということが言えるかと思います。そのため、被災者救済ということを考えますと、町が100対ゼロで補償することが適当であるという判断をさせていただきましたので、今回提案をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 本件にかかわる制度的側面から、私のほうから説明を加えさせていただきます。

ただいま建設課長から申し上げました本件のような公共の施設が持つ賠償事案というようなことを今回議案とさせていただきました。これは、町長からの説明にありましたように、地方自治法の中で規定がございまして、議案としてご決定いただくというのが本来的な筋でございますが、震災後、これまで例えば車の公用車での事故でありますとか、あるいは今回側溝のふたですけれども、同じように施設での損害賠償というような事案がなかったのかといえますと実はやはりございました。しかし、いずれも保険によって、役場が加入している自治体保険などによりまして100%全て支払われてきたということから、これまではスピーディーな問題解決を図るといって側面から保険で全て済むものについては議案としないという取り扱いで進められてきたのが実態でございます。しかし、町の法令審査会のほうで、やはり透明性を確保する、それから客観性を明確にするなどの考えからすれば、たとえ1,000円であつ

てもこのような事案が出れば議会で議決を得ることが法で定められている真っすぐな解釈であるだろうと、であるならばそれを議案として今後は取り扱っていくべきではないでしょうかという提案をいただき、執行部として、今後はこのような事案につきまして議会のほうにご報告をさせていただきお諮りするということにさせていただきたいものでございます。金額、少額でもということになりますと、取り扱い上、さまざま今後議会とご相談をさせていただき一定のルールなどを定めさせていただかないと逆に相手方との交渉に支障を来すなどの問題もございますが、まずは今後の取り扱いを明確にするという意味から本件提案をさせていただくものでございますので、よろしくご決定賜りたいと思います。お願いいたします。

○議長（三浦清人君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時54分　休憩

午前11時10分　開議

○議長（三浦清人君）　再開いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　説明が不足してございましたので、加えてご説明とお願いをさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、今回、本件提案をさせていただくことによりまして、これまで、以前の部分の事案についての取り扱いはどうするかという部分につきましても、内部で検討させていただきました結果、これもやはり本来議会議に報告すべきものである以上、さかのぼってその件につきましても議会にご報告をさせていただきたいと考えております。

早速作業に取りかかって、過去の部分ということで調査を今しておるところでございますが、当然ながら震災前の部分はまだ書類がございませんので、震災以降の部分に関してそれぞれ保険会社のほうに問い合わせをさせていただき調査をしているところでございまして、次の定例議会までにはしっかりと精査をしたもので追認という形でご報告をさせていただきたいと思っておりますので、その点もあわせてご了承をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君）　細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　7番及川です。

ただいまの説明ですと、ここにたどり着くまでは公用車の事故とかいろいろあったと思うんです。そういうことを保険会社に任せて、示談して、そして議会への報告はなかったという

ことなんですけれども、今回ここに載せてくるに当たって、やはり地方自治法というものを重く見て出してきたと思われまますけれども、その要因、今まで出さなかった。旧町は公用車の事故であっても議会に報告はされておりました。今まで出してこなかったというのはどういった要因があったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） これまでの制度の中におきましては、議員おっしゃるとおり、保険会社が全て事故の発生を受けて示談まで解決まで全て行っておりました。これを本来正しくやるのであればその都度議会を開いて、定例の議会で解決できれば一番いいんですけれども、こちらが加害者となった場合には、やはり被害者の方に全面的に解決にこちらが誠意を持って対応するという立場からすれば、その必要なたびに議会を開いてご承認を頂戴しないとその手続が進まないというようなおそれがありましたものですから、全て先方の最もいい状態で解決するためには保険会社でそのまま処理をするという形で運用されてきたということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 震災後は頻繁に臨時会なども行ってきました。そうした中で、近場の臨時会で報告ということも可能であったのかなと思われまます。そしてこの事案につきましては、相手方の保険が入っていたのかどうか、自賠責なりそういうものを使わせてもらうとか、示談に至るまでのプロセスがあったと思うんですけれども、そういう交渉はなされなかったのかどうか、保険の使い方がいろいろあったと思われまますけれども、その辺いかがだったのかをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おっしゃるとおり、震災後は頻繁に議会が開かれておりましたので、そういった議会の機会を使いながらうまく運用してくるということは、今になって振り返れば可能だったのかもしれませんが、震災以前からのこの賠償に係る取り扱いということで町がとってきた手法、問題解決を速やかにスムーズに進めるための意味合いでの解釈をしてきたということを震災後も同様に取り扱ってきたものでございます。

それで、保険でございますが、公が加入する自治体保険や、それは町村会の保険であったり、それぞれに車の場合と公共施設の場合とで保険の種類がございますが、その加入の保険会社の方のほうで解決に向けた取り組みなどをしっかりやっていただいていたということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それはわかるんです、いろんな保険会社から上がってくるということで、これですと全額町費で、損害賠償額68万3,530円を町単で、町費で払わなければならないといったことを考えると、町で入っている保険、例えば個人が入っている保険。個人が入っているのは大変申しわけないんですよね。こちらで悪いのに相手方の保険を使わせてくださいと言うのも大変言いがたいことですが、保険で払える範囲というものは何%だったのか。これを見ますと全額町単で払うようなそういう金額になっていますけれども、損害賠償額となっていますけれども、その保険で出せる部分とその辺の額を教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 通常の運転を誤ったとか等々の事故であればご本人が加入している保険で車両の補修はできるかと思えます。ただ、今回の場合については本人の運転のミスではなくて設備のミスということでございますので、当然保険会社もそれほど気前よく車両保険を支出するとは当然思えませんので、現在本人が立てかえているという状況でございます。なので、町とすれば原因者となってございますので、その分は当然補填をしなければならないと考えております。

財源につきましては町が加入している保険から100%支払えるという状況でございますので、単費の持ち出しはないものというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 加えまして、予算との取り扱いの関係もご説明をさせていただきたいと思うんですが、保険会社の支払いで、こちらが本来負担すべき責任部分については保険会社の保険で全て支払われるわけですが、この場合、町の一般会計には通しません。町の一般会計は現金主義という予算上の性格上、町の予算をくぐさない場合について、保険会社から一旦入れて支払うという方法を無理してとらない限りは予算を通す必要はないということになります。しかし、保険の範囲でおさまらないような場合ということも状況によってはあり得ます。そういった場合にはしっかり町の予算を通して議決をいただいた上で執行していくという方法になります。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかにありませんか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では関連なしで。

今回のこういった事案なんですけれども、普通よく人命等がかかわった事件ですとよくそれに対する一斉の対処とかあるんですが、今回こういった件に関して、側溝等、震災等で結構

痛んでいる部分があるんですが、これを機会にある程度総点検とまではいかななくても点検していく考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町道、300キロほどございますので、この事案が出たからといって全ての側溝のふたを持ち上げて点検するというのは物理的には多分不可能だと思ってございます。基本的には、目視によって異常があるかないかの点検に努めているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も結構側溝に関しては相談というか言われることが案外多いものですから、そういった件に関しても、300キロ全部とはいかないんですが、そういった話が出た場合には確認のほうをしっかりとお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） パトロール等を通じながら、鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 何かこう以前から心配していた部分でこういうことが起きたということで、やっぱり起きたかなという感じではいるんですが、今いろいろ説明を受けた中で、まずもって側溝のふたがかかっているところが大分あるように見えるんですが、これはどういう扱いになるんですか。同じ町道の中でもかかっているところとかかかっていないところあるんですが、この辺あたりは、町の義務としてそういうのはこれからどういう扱いになっていくのか。多分今後も恐らくこういうことが起き得る可能性は高いのかなというような感じでおります。

それから、この方はすり傷というような状況なんですが、病院等々で精密検査とかそういうものは、そういう対応はしたのかしないのかですね。

それと、さかのぼって、結局条例というかそういうものに違反というかそういう扱いになってきたんだろうと思いますが、さかのぼって以前のを調査するということではあります。その場合、保険会社、震災前の分は流されていないというような先ほどの説明ではあります。この場合保険をかけている会社、そういうのは震災前と震災後と変わっているんですか、町がやっている場合。

それからその被害者に対して、議案に出さなかった理由として被害者に対して早急に対応す

るというような理由づけもあるようではありますが、こういう場合ほど専決でもよかったんじゃないのかなと、そんな思いもしているんですがいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 側溝にふたがないところの取り扱いでございますけれども、今回の町が賠償しなければならないという理由は、ふたがかかってあって、常時そこを安全に通行できていたということが本人含め地域の皆様の一致した認識だという状況でございます。しからばふたのないところですが、ふたのないことは当然地域の皆様も通行する方も当然目視で確認はできるわけですから、当然そこは気をつけて通行してもらうというのは原則でございます。万が一側溝のふたのないところで同じような事故が起きたとしても、町の賠償責任は発生はしないということになります。

それから病院でございますけれども、本人病院に、すり傷程度でございましたので、そこは病院に行って診察を受けてございます。それで、傷は治癒しているという状態です。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 保険会社が変わっていないかということにつきましては、変わっておりません。窓口となる保険会社は公共が加入するという意味では町村会の保険ということで同じところに加入し続けてまいっております。

ただ、保険会社のほうでの保存年限がどうなっているかということはちょっとこちらでは今把握できておりませんので、一定の限度はあるのかなと思っており、そういった意味で、今は震災を区切りに検討させていただいているところであります。

そして専決という方法は、まさに他の自治体におきましてはその都度その都度の開催というのはやはり現実的ではないということから、一定の金額を町長の専決権限ということで決定をいただいて事前の手續を、議会手續をした上で専決処分という方法をとっているのが一般的でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、最初の側溝のふたのかかっているところとかかかっていないところと事故の発生に対しての町での負担、それはかかっている、現実にかけたところに対しての破損事故であれば町がかかわると、そうでない道路は個人で、個人の運転ミスという個人負担だということですが、いろいろと今財政難の中で、町民の中からぜひかけてくれというようなことで、必ずしも新しいものではなくて、あるいは古いものでも、あるいはどの程度もつのかわからないようなものも流用しているわけですよ、材料として。そう

した場合に、破損するおそれは高くなってくるのかなと、そんな思いもあります。ですから、先ほどどなたか申しましたが、1枚1枚上げて金づちでたたいてみてからやれとは言いませんが、こういうことで町民の皆様あるいは通行する皆様に迷惑のかからないように、やはり町として責任を果たすべきなのかなと、そんな思いもあります。

今町道がふえつつある中で、側溝のかからないところへぜひかけてくれというような町民の声も高くなってきております。それで側溝をかけることによって、そこを通ることは妥当じゃないいんですが、道の狭いところが、あるいは若干ながらも広がってそこですれ違いができるというようなこともありますので、その辺は今後十分な調査をしながら検討、対応していくべきなんだろうと思います。

それから病院での検査の件ですけれども、今聞いているとすり傷の部分だけを診てもらったような答弁であったようですが、例えば精密検査というのはそこがすり傷であっても、あるいは内蔵というか内部的にいろんなのがあって、後でいろんな問題が出てくるんですね、事故なんていうものは。そういう部分を指して言ったんですけれども、その部分での検査等々の対応というのはあったのかないのかですね。

それからデータ、保険会社は変わっていないと。変わってないということは保険会社の保存の、言ったとおり保存の年数もあるんだろうと思いますが、残っている可能性も十分あるわけですよ。ですから、必ずしも震災以前、以後とそこで線引きしないで、いつからこういうことが起きているのか、やっぱりそこまで追求すべきだと思いますよ。それで今後の対応にそれを役立てていくというようなことになるんだろうと思います。

それから専決についてはそれがなにか一般的だというようなことでありますので、今後いろんな事件に対して早急に対応できる体制というのはやっぱり構築しておくべきであろうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路が幅員が狭いので側溝にふたをかけて車が通行できるようにしてほしいというご要望はいただいております。しかしながら、側溝によってはふたをかけられない構造のものがございますので、いずれ全ての要望にお応えすることはなかなか難しいだろうというふうに考えていますし、いずれかければ先ほど申したとおり管理義務が発生するというので、そこは痛しかゆしというところがございます。

しかしながら、真に必要な箇所であれば、そこは町としても管理者として真摯に対応せざるを得ないんだろうというふうに考えてございます。

それから病院の件でございますけれども、朝の5時50分という時間帯でございます。ご連絡がありましたのが8時半過ぎという状態の中で、基本的には町として全ての検査をしていただけないかという願いはできる立場にはございませんので、そこは状況本人、またはそれを診察したドクターの判断によるんだらうというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 保険会社の確認につきましては、できるだけ努力はさせていただきますと思います。

ただ、1点、こちらに書類がないことでの職員個人での保険加入と同時に保険会社での取り扱いがされているため、すみわけの確認がどうしても必要になってまいります。そういった部分での確認ができるものかどうかも含めてこちらのほうで精査してまいりたいと思います。

それから専決の件でございますが、まさに議員おっしゃるとおりでございますので、早々に議会のほうにもご協力をお願いしながら専決についての取り扱いについて検討させていただきたいと思いますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 1点だけ。今側溝をかけると義務が発生するからかけたくないような、そのような今答弁にも聞こえたんだけど、やはり町民側の要求しているのであれば、そこは少し後で義務が発生するということになったとしてもやはり応えていくべきであるんだらうなと思いますよ。

それから、これは恐らくこの方と町は今後何が起きても申し立てはしないというようなことでおさまったんだらうなと思いますが、意外と後遺症というものが出てくるといろいろ後々問題がありますので、そのために病院で精密検査をするべきであろうと言ったまでなんですよ。

課長、ここは、今後あと承諾、この関係者とはもうこれで和解、何が起きてもあと申し立てしないということになっているんですか。それだけです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 側溝のふたからお話をしたいと思います。

やはり必要なところとそうでないところがございますので、一番問題が、実は側溝のふたを中途半端にするというのが一番この種の事故の中で難しい判断を迫られるといたしますか、10メートルあるうち30メートルはふたがかかっているんだけどその先がなかったと。ご本人がこの先ずっと続くんだと思ってふたの上をずっと走行していたら途中でなくなってやっ

ぱりひっくり返ったという事案がございます。いずれやるとなればしっかりやらなければならぬという意味でいろいろ検討させていただきたいという意味でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、後遺症の問題ですけれども、後遺症が発生したとき一番誰が不利益をこうむるか、多分ご本人だと思います。後遺症の原因がはっきりしないで、後で首が痛い、手が痛いという話をされたときに、こちらとすれば原因がわからないので対応できませんという回答に多分なるんだらうと思いますが、そこはこちらからというよりも、一般的には病院に行くとなればその事故の状況等々を考えながら多分ドクターのほうで判断をされる部分だらうと思っておりますので、いたずらに、今回は交通事故ということで保険も使えませんが、保険を使わないとすると多分当事者にとってはかなりの負担になるんだらうというふうに考えられますので、そこは必要と思われない部分、私は素人でわかりませんが、専門のドクターが多分その辺はご判断をして必要な検査をするんだらうというふうに考えられますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。

なしという言葉がありませんと次に進めませんので。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第127号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日はこれから特別委員会、全員協議会等の会議が開催されます。議事の関係上これにて延会することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時35分 延会